平成21年4月1日

大隅肝属広域事務組合規則第5号

肝属地区一般廃棄物処理組合公印規則(平成12年肝属地区一般廃棄物処理組合規則第4号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 公印の保管、使用その他公印に関し必要な事項は、別に定めがあるもののほか、 この規則の定めるところによる。

(定義)

- 第2条 この規則において公印とは、公文書に使用する組合印及び職印をいう。 (公印の種類、型式及び管理者等)
- 第3条 公印の種類、型式、寸法、使用する文書の区分及び個数は、別表のとおりとする。
- 2 公印の管理者(以下「公印管理者」という。)は、事務局長とする。
- 3 公印管理者は、公印を厳正に取り扱い、使用しない場合には、堅固な容器に納めて 施錠の上、保管しなければならない。
- 4 公印は、公印管理者の承認を受けた場合を除くほか、保管場所以外に持ち出してはならない。

(公印の新調、改刻及び使用開始)

- 第4条 公印を新調し、又は改刻したときは、公印台帳(別記第1号様式)に当該公印 を登録しなければならない。
- 2 公印は、前項の規定により、公印台帳に登録した後でなければ使用を開始してはならない。

(公印の廃止等)

- 第5条 公印を改刻し、又は廃止しようとするときは、管理者の決裁を受けなければな らない。
- 2 前項の規定により決裁を終えたときは、当該公印の登録を抹消しなければならない。 (旧公印の廃棄)
- 第6条 公印管理者は、改刻又は廃止により不用となった旧公印を焼却等の方法により 廃棄するものとする。

(公印の取扱い等)

- 第7条 公印の保管及び使用については、公印管理者が責任をもって行わなければならない。
- 2 公印管理者は、公印取扱者を定め、公印の保管、使用その他の関係事務を処理させることができる。

(公印の使用)

第8条 公印管理者又は公印取扱者は、押印しようとする文書を原議その他の証拠書類

により審査し、差し支えないと認めたときに限り、公印を使用するものとする。 (公印の印影の印刷)

- 第9条 納付書、領収書、使用許可書等の文書であって、一定の公文書を多数印刷する場合において、特に公印の印刷が必要であると認めるときは、押印を要する文書に公 印の印影を印刷し、又はこれを縮小して印刷することができる。
- 2 前項の規定により公印の印影を印刷しようとする場合は、公印管理者に協議の上、 管理者の決裁を受けなければならない。

(公印の事故届)

第10条 公印管理者は、その保管に係る公印について、盗難、紛失その他の事故があったときは、直ちに文書をもって管理者に報告しなければならない。

(公印使用簿等)

- 第11条 公印管理者は、公印使用簿(別記第2号様式)を備え、必要事項を記入しなければならない。
- 2 公印を組合事務所外において使用する場合は、公印貸与簿(別記第3号様式)に必要事項を記入して公印管理者の許可を受けなければならない。

附則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

種類	型式	寸法 mm	使用する文書の区分	個数
大隅肝属広域事務組合 之印	(1)	29	組合名による文書	1
大隅肝属広域事務組合 管理者之印	(2)	23	管理者名による文書	1
大隅肝属広域事務組合 会計管理者之印	(3)	21	会計管理者名による文書	1
大隅肝属広域事務組合 管理者職務代理者之印	(4)	20	管理者の職務代理者名に よる文書	1
大隅肝属広域事務組合 事務局長之印	(5)	23	事務局長名による文書	1

 $(1) \qquad \qquad (2) \qquad \qquad (3)$

組合地脈形属

者組広域 合 管 事 務 属

管理者之印組合会計級事務

(4) (5)

理者組広大 者職合域隅 之務管事肝 印代理務属

別記

第1号様式(第4条関係)

	公	H1	Ē			
公印名	印影	寸法	個数	保管者	登録年月日	摘要

第2号様式(第11条関係)

			公	印	使	用簿		
年	月	П	件名		件数	提出先	取扱者	摘要

第3号様式(第11条関係)

公 印 貸 与 簿

借用							返納			
年	月	日	公印名	用件	使用場所	氏名印	保管者	月	日	認印